

# 改革工程表2023や骨太の方針2024 に関する主な取組について (社会保障分野①)

令和6年11月5日

経済・財政一体改革推進委員会  
社会保障ワーキング・グループ

# 目次

- (1) 年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備
- (2) 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策
- (3) 医療・介護制度等の改革

## 以下項目のこれまでの主な取組についての説明

### I. 「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ③ 共働き・共育ての推進

### II. 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制

●関連する改革項目とその進捗等について (2) 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策

1. 「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施  
 ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化  
 ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充  
 ③ 共働き・共育での推進

進捗状況（遅れている場合はその要因）	今後の取組方針
--------------------	---------

**① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化**

- 子ども・子育て支援法等の一部改正法
- ◎児童手当の抜本的拡充：所得制限の撤廃や第3子以降の支給額増額等について、24年10月より拡充。
- ◎妊婦のための支援給付の制度化：「出産・子育て応援交付金」を22年度2次補正予算より導入。
- その他
- ◎出産等の経済的負担の軽減：「出産育児一時金」を23年度より引上げ（42万円→50万円）。
- ◎高等教育費の負担軽減：24年度より以下を実施。
  - ・給付型奨学金等の対象を多子世帯や理工農系の学生等の中間層(世帯年収約600万円)へ拡大。
  - ・大学院修士段階における授業料後払い制度を導入。
  - ・貸与型奨学金の月々の返還額を減額できる制度の収入要件等を緩和。
- ◎個人の主体的なり・スキリングへの直接支援：24年10月より教育訓練給付金の給付率の上限を引上げ。
- ◎子育て世帯への住宅支援の強化：公営住宅等の優先入居。こどもの人数等に応じてフラット35の金利引下げを開始（24年2月）

- 子ども・子育て支援法等の一部改正法
- ◎児童手当の抜本的拡充：制度拡充は10月より施行済み。24年12月より拡充分の初回支給開始予定。
- ◎妊婦のための支援給付の制度化：「妊婦のための支援給付」を25年度から制度化し、支給開始予定。
- その他
- ◎出産等の経済的負担の軽減：26年度を目途に出産費用の保険適用の導入を含む支援策の更なる強化の検討。
- ◎高等教育費の負担軽減：25年度より多子世帯の大学等の授業料等を所得制限なく一定額まで無償化。

等

等

●関連する改革項目とその進捗等について (2) 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策

I. 「「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施」

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ③ 共働き・共育での推進

進捗状況（遅れている場合はその要因）

今後の取組方針

② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

○子ども・子育て支援法等の一部改正法

◎妊婦等包括相談支援事業の創設：22年度2次補正予算より出産・子育て応援給付金と合わせて、伴走型相談支援を開始。

◎こども誰でも通園制度：23年度から試行的事業を実施し、24年度も含めた試行的事業の実施状況を踏まえ、制度実施の在り方について検討。

◎児童扶養手当の拡充：24年11月分より第3子以降の加算額を引上げ。

○子ども・子育て支援法等の一部改正法

◎妊婦等包括相談支援事業の創設：25年度より児童福祉法に基づく事業として法定化。

◎こども誰でも通園制度：25年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化。26年度から給付化し全国の自治体で実施予定。

◎保育所等における継続的な経営情報の見える化：25年度より施設・事業者、経営情報等を都道府県知事に報告することを義務付け。また、都道府県知事には、報告された経営情報等のうち職員の処遇等に関するもの(モデル給与や人件費比率等)について、施設・事業者ごとの公表を義務付け(経営情報等の集計・分析とその結果の公表は努力義務)。

◎児童扶養手当の拡充：25年1月より支給開始予定。

●関連する改革項目とその進捗等について (2) 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策

1. 「「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施」  
 ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化  
 ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充  
 ③ 共働き・共育での推進

進捗状況 (遅れている場合はその要因)	今後の取組方針
<p>○その他</p> <p>◎幼児教育・保育の質の向上：24年度より保育士等の職員配置基準の見直し（4・5歳児：30対1から25対1に改善）。保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた対応を実施。</p> <p>◎放課後児童クラブの量・質の拡充：24年度より常勤職員配置の改善を実施。</p> <p>◎多様な支援ニーズへの対応：                  ・ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化                  ・ 障害児に関する補装具支給制度の所得制限を24年度より撤廃。</p>	<p>◎幼児教育・保育の質の向上：1歳児の保育士等の職員配置基準の見直しについて、加速化プラン期間中の早期に実施予定。処遇改善については、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。</p> <p>◎放課後児童クラブの量・質の拡充：加速化プランの期間中の早期に受け皿整備を達成できるよう取り組む。</p> <p>◎多様な支援ニーズへの対応：                  ・ 引き続き、こどもの学習支援・生活支援の強化、児童虐待の未然防止や、児童虐待への支援現場の体制強化、障害児・医療的ケア児等の支援体制強化等を推進する。</p>
等	等

I. 「「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施」

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ③ 共働き・共育での推進

進捗状況（遅れている場合はその要因）

今後の取組方針

③ 共働き・共育での推進

○子ども・子育て支援法等の一部改正法

○子ども・子育て支援法等の一部改正法

◎出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の創設：25年4月より施行。

◎国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の創設：26年10月より施行。

○育児・介護休業法等の一部改正法

○育児・介護休業法等の一部改正法

◎男性の育児休業取得促進：25年4月より、  
 ・事業主に一般事業主行動計画策定時に育休取得率等の数値目標の設定を義務づけ  
 ・育児休業取得率の公表義務の対象を労働者数300人超の事業主に拡大（旧：1,000人）。

◎「子の看護休暇」の見直し：25年4月より対象となる子の範囲を、小学校3年生修了（旧：小学校就学前）までに延長し、取得事由を拡大。

○その他

◎柔軟な働き方の推進：24年1月より業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充。  
 等

◎柔軟な働き方を実現するための措置の創設：25年10月より、事業主に3歳～小学校就学前の子を養育する労働者について、柔軟な働き方を実現するための措置を義務付け。



# 少子化対策のKPI (素案)

## 政策目標

加速化プランのPDCAを進める際の4原則 (こども未来戦略)

## KPI第2階層

## KPI第1階層

## こども未来戦略の施策

こどもを生き、育てることを経済的理由で諦めない

身近な場所でサポートを受けながらこどもを育てられる

どのような状況でもこどもが健やかに育つという安心感を持つ

こどもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる

こどもを産みたい、育てたいとの希望が叶う社会

少子化のトレンドを反転

若年層の平均賃金：増加を目指す  
注) ~19歳、20~24歳、25~29歳

若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合：増加を目指す  
注) 15~24歳、25~34歳

理想のこども数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合：減少を目指す

保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合：増加を目指す

「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合 90%

ひとり親家庭に属するこどもの進学率：増加を目指す

ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の職員・従業員の割合：増加を目指す

養育費受領率：全体の受領率40%、養育費の取り決めをしている場合の受領率70%

社会的養護下にあるこどもの権利擁護に關し、日頃から意見を表明できるこどもの割合及び満足度：増加を目指す

里親等委託率：乳幼児75%、学童期以降のこども 50%

「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)が推進されていると思う」人の割合：増加を目指す

第1子出産前後の女性の継続就業率：向上を目指す

結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考えている人の割合：70%

- ・パート・有期雇用労働法に基づく指導に対する是正割合【100%】
- ・若年層の正規・非正規雇用労働者の賃金格差【減少】 20~24歳、25~29歳、30~34歳
- 職業情報提供サイト(job tag)の年間アクセス件数【増加】
- ・わかものハローワーク等を利用して就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合【前年度実績値以上】
- ・25~34歳の不本意非正規雇用労働者の割合(非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態について主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者の割合)【減少】
- 国の在職者への学び直し支援策について、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する(2028年度までを目処に)
- 「年収の壁・支援強化パッケージ」について、2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映
- 児童手当の支給要件を満たす者に対する支給率：100%
- 給付と伴走型相談支援を一体的に行う出産・子育て応援交付金事業の対象者がいる自治体における実施率【2024年度までに100%】
- ・2024年春を目標に、出産費用の見える化(専用Webサイトでの情報提供)を開始
- ・無痛分娩を実施している医療機関のうち、無痛分娩関係学会・団体連絡協議会(JALA)のHPIに掲載されている医療機関の割合【前年度実績以上】
- 医療費等の負担軽減(2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映)
- ・多子世帯や低所得世帯を対象とした大学等授業料の無償化の認知率【増加】
- ・授業料後払い制度の認知率【増加】
- ・減額返還制度の認知率【増加】
- 公営住宅において優先入居制度を行う自治体のうち、子育て世帯を優先入居の対象とする自治体数【増加】
- ・産後ケア事業の実施自治体数【2024年度末までに全国展開を達成】
- ・産後ケア事業の利用率【増加】
- ・「1か月児」及び「5歳児」への健康診査実施自治体数【2026年度までにそれぞれ1,045か所(60%)達成】
- ・新生児マスクリーニング検査(拡充した対象疾患に対する新生児マスクリーニング検査)の実施自治体数【2026年度末までに全国展開を達成】
- ・新生児聴覚検査(公費負担)の実施自治体数【2026年度末までに1,741自治体(100%)】
- 妊娠と薬外と連携する性と健康の相談センターの数【2026年度末までに全都道府県の60%で実施】
- ・配置改善 加速化プラン期間中の早期の1歳児の配置基準の改善の実現、保育士等の職員配置基準の改善の実施施設の割合【増加】
- ・処遇改善 保育士等の平均給与【増加】
- ・見える化 2024年通常国会に関連の法案を提出し、2025年度から施行
- ・こども誰でも通園 実施自治体数(拡充)数【増加】
- ・病児保育事業の延べ利用児童数【増加】
- ・放課後児童クラブの受け皿【2026年度末までの早期に152万人】
- ・常勤職員配置改善の補助メニューを活用する支援の単位数【増加】
- ・訪問支援(2024年中に指標を検討し、改革工程表2024に反映)
- ・特定妊婦等への支援 妊産婦等生活助成事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】
- こどもの居場所づくり支援体制強化事業の活用自治体数【2024年度末までに95自治体以上】
- 地域こどもの生活支援強化事業の実施自治体数【2024年度末までに200自治体以上】
- こどもの生活・学習支援事業の実施自治体数【2024年度末までに440自治体以上】
- 高等職業訓練促進給付金等事業における資格取得者数のうち、就職者の割合【80%以上】
- 離婚前後視察支援事業の実施自治体数【2024年度末までに270自治体以上】
- 児童扶養手当の支給要件を満たす者に対する認定率【99%以上】
- ・こども家庭センターの体制整備【2026年度末までに全市町村】
- ・子育て世帯訪問支援事業の実施自治体数【2026年度末までに982市町村以上】
- 地域におけるこどもの発達相談と家族支援の機能強化事業の実施自治体数【増加】
- こども若者シェルター・相談支援事業の活用自治体数【前年度の自治体数以上】
- 虐待・貧困により孤立し様々な困難に直面する学生等へのアウトリーチ支援事業活用自治体数【前年度の自治体数以上】
- 児童福祉司の配置人数【2024年度末までに6,850人程度】
- 一時保護施設ユニットケア加算の活用自治体数【前年度の自治体数以上】
- こどもの権利擁護環境整備事業の活用自治体数【2026年度末までに半数以上の児童相談所設置自治体で実施】
- 社会的養護自立支援拠点事業の実施事業所数【前年度の事業所数以上】
- 里親支援センターの設置数【前年度の設置数以上】
- 児童発達支援センター又はそれと同等の機能を有する体制を整備している市町村数【2026年度末までに全市町村】
- 国や都道府県から助言等を受けて地域の障害児支援体制の整備を進めた市町村数【2026年度末までに全市町村】
- ・医療的ケア児等コーディネーターを配置している自治体数【2026年度末までに全市町村】
- ・聴覚児支援を総合的に推進するための計画を策定している都道府県数【2026年度末までに全都道府県】
- ・障害児に関する補装具費支給制度の所得制限撤廃【2024年3月に政令改正】
- ・支援人材の育成：2024年度から3年程度かけて研修体系の構築を進める
- ・ICTの活用：2024年度から3年程度かけて実証・環境整備を進める
- 男性の育児休業取得率【2025年に国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)85%(1週間以上の取得率)、民間50% 2030年に国・地方の公務員(一般職・一般行政部門常勤)85%(2週間以上の取得率)、民間85%】
- くろみん取得企業数：前年より増加を目指す
- 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置を、関係法案が成立した後は、2026年度中に開始し当該制度の適用対象となる者に確実に適用されることを目指す
- こどもまんなか応援サポーター宣言した自治体及び企業、団体等の数【増加を目指す】

- 同一労働同一賃金の徹底
- 成長分野への労働移動の円滑化
- 希望する非正規雇用労働者の正規化
- リ・スキリングによる能力向上支援
- いわゆる「年収の壁(106万円/130万円)への対応
- 児童手当の拡充
- 出産等の経済的負担の軽減
- 医療費の負担軽減
- 高等教育費の負担軽減
- 子育て世帯に対する住宅支援の強化
- 妊娠期間からの切れ目ない支援の拡充
- 幼児教育・保育の質の向上
- 全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充
- 放課後児童クラブの受け皿整備の推進
- 多様な支援ニーズへの対応
- 貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るためのこどもへの支援
- ひとり親の就労支援等を通じた自立促進や経済的支援等
- 虐待の未然防止
- 早期発見・早期支援等の強化
- こども・若者視点からの新たなニーズへの対応
- 児童虐待の支援現場の体制強化
- 虐待等を受けたこどもの生活環境等の整備
- 地域における支援体制強化とインクルージョンの推進
- 専門的な支援の強化等
- 男性育休の取得推進
- ・制度面の対応(行動計画策定の際の育休取得状況の把握目標の設定、育児休業取得率の開示制度の対応拡大等)
- ・給付面の対応(両親ともに育休取得した場合の出生後休業支援給付の創設)等
- 育児期を通じた柔軟な働き方の推進
- ・男女の希望を踏まえた、柔軟な働き方を実現するための措置の創設、育児短時間給付の創設等
- 多様な働き方と子育ての両立支援
- ・雇用保険の適用拡大
- ・国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置の創設
- こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

(政策目標について状況を把握するための指標(例))

- 希望出生率
- 合計特殊出生率
- 夫婦の平均理想こども数
- 夫婦の平均予定こども数
- 「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合
- 未婚者の平均希望こども数

※これは、現時点(令和6年6月現在)での素案であり、引き続き精査を進めるとともに、政策の実施状況なども踏まえ、今後、見直ししていく。  
※こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)において「加速化プラン」のPDCAを推進するための4原則が設定されている。また、同戦略においては、こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)の下で「加速化プラン」を含む具体的施策のPDCAを進めるとされており、改革工程表に掲げるKPI第2・第1階層はこども大綱の下で掲げる目標・指標と整合性を図る必要。



## 法案の趣旨

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・子育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

## 法案の概要

### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

#### （1）ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

#### （2）全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

- ①妊婦のための支援給付とあわせて、妊婦等に対する相談支援事業（妊婦等包括相談支援事業）を創設する。
- ②保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（こども誰でも通園制度）を創設する。
- ③産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、計画的な提供体制の整備を行う。
- ④教育・保育を提供する施設・事業者経営情報等の報告を義務付ける（経営情報の継続的な見える化）。
- ⑤施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げを行う。
- ⑥児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる。
- ⑦ヤングケアラーを国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記。
- ⑧基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応を行う。

#### （3）共働き・子育ての推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

### 2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（\*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
  - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
  - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
  - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（\*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （\*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

※この他、子ども・子育て支援法第58条の9第6項第3号イについて、規定の修正を行う。

## 施行期日

令和6年10月1日（ただし、1(2)⑦は公布日、1(2)⑥は令和6年11月1日、1(1)②、(2)①③④⑤、(3)①、2は令和7年4月1日、1(2)②、3②は令和8年4月1日、1(3)②は令和8年10月1日に施行する。）<sup>8</sup>

## こども未来戦略<加速化プラン>に基づく給付等の拡充

◎は支援納付金充当事業

### 1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
  - ・ 高校生年代まで延長
  - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

\* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

### 2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]  
・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付 (こども誰でも通園制度) の創設**  
・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等で柔軟に通園が** (◎)  
可能な仕組み [令和8年4月給付化]

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

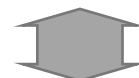
### 3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付 (育休給付率を手取り10割相当に)**  
・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎)  
[令和7年4月]

○ **育児時短就業給付 (時短勤務時の新たな給付)** (◎)  
・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



## 給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

- **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～
  - ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入 (8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※)。医療保険料とあわせて徴収  
※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安
  - ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
  - ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

- **こども・子育て政策の見える化の推進**
  - ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設 (子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定)

給付拡充と財政基盤の確保を一体的に整備

# 施行期日について（一覧）

施行期日	改正事項
公布日	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラーに対する支援の強化</li> </ul>
令和 6 年10月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当の抜本的拡充</li> <li>基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する時限的措置の期限到来に対する対応</li> <li>子ども・子育て支援特例公債の発行</li> </ul>
令和 6 年11月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の第 3 子以降加算額の引き上げ</li> </ul>
令和 7 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業の創設</li> <li>こども誰でも通園制度を地域子ども・子育て支援事業に位置付け</li> <li>産後ケア事業の提供体制の整備（地域子ども・子育て支援事業に位置付け）</li> <li>経営情報の継続的な見える化の実現</li> <li>子ども・子育て拠出金にかかる見直し</li> <li>出生後休業支援給付・育児時短就業給付の創設</li> <li>子ども・子育て支援特別会計の創設</li> </ul>
令和 8 年 4 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども誰でも通園制度の給付化</li> <li>子ども・子育て支援金制度の創設</li> </ul>
令和 8 年10月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る国民年金保険料免除措置の創設</li> </ul>



# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び 次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の概要（令和6年法律第42号、令和6年5月31日公布）

## 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充【育児・介護休業法】

① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ（※）、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。

※ 始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、新たな休暇の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択

② 所定外労働の制限（残業免除）の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子（現行は3歳になるまでの子）を養育する労働者に拡大する。

③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生（現行は小学校就学前）まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。

④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。

⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

### 2. 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超（現行1,000人超）の事業主に拡大する。

② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付ける。

③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限（現行は令和7年3月31日まで）を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

### 3. 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等【育児・介護休業法】

① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。

② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備（労働者への研修等）を事業主に義務付ける。

③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。

④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置（努力義務）の内容に、テレワークを追加する。 等

このほか、平成24年の他法の改正に伴い整備する必要があった地方公営企業法第39条第6項について規定の修正等を行う。

## 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2③は公布日、1①及び⑤は公布の日から起算して1年6月以内において政令で定める日）

## 【参考】

### I. 「「こども・子育て支援加速化プラン」の着実な実施」

- ① ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
- ② 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
- ③ 共働き・共育ての推進

### II. 「「新子育て安心プラン」後の保育提供体制」

## 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について

### 【基本的な考え方（案）】

- 待機児童は保育の受け皿整備の推進等により平成29年の26,081人から令和6年には2,567人まで減少。保育の申込者数は令和2年の28.4万人をピークに減少に転じており、出生数の減少を背景に保育ニーズは減少傾向。こうした中、様々な事情を背景に待機児童が生じる自治体がある一方で、過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下してきている自治体があるなど、保育提供体制の確保について、地域ごとに実情や課題が異なっている状況。
- 令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともにこども家庭庁が設置され、「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）（いずれも令和5年12月22日閣議決定）等を策定し、こども施策を強力に推進。全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことが求められる（こども基本法）中、「こども誰でも通園制度」が創設されるなど、地域で保育所等に期待される役割・機能は、保育の必要性のある家庭を支えるものから、全てのこどもと子育て家庭を支えるものへと大きく拡大。
- これまで、大きな課題となっていた待機児童に対応すべく、「新子育て安心プラン」等に基づき保育の受け皿整備（保育の量の拡大）の取組を強力に進めてきたが、今後は、①人口減少地域での保育機能の確保にも対応しながら、地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実を進めるとともに、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進していくことが必要。あわせて、足下で保育人材の確保が課題となるとともに、今後労働力人口が減少していく中、持続可能な制度としていく上では、③保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善の取組を進めていくことが必要。
- 「新子育て安心プラン」の終期（令和6年度末）にあたり、今後、各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を発揮し、全てのこどもの育ちが保障されるとともに、安心して子育てできる環境が確保されるよう、こうした今後の保育政策の基本的な方向性と具体的な施策について整理し、国・自治体・現場の保育所等の関係者が共通の認識の下、緊密に連携・協働して、取組を強力に推進していくこととしてはどうか。  
※待機児童については、「新子育て安心プラン」のように待機児童解消のための全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行わないが、引き続き自治体ごとの待機児童の状況を把握し、その解消に向けて取組を進めることとしてはどうか。  
※中長期の展望を持ちながら、具体的な施策については、「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間を踏まえて整理。

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実

- (例) ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策（計画的な施設整備や人材確保等）
- 人口減少地域における保育機能の確保・強化（多機能化や統廃合にかかる取組等）
- 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
- 保育の質の向上、安全安心の確保（質の確保・向上の体制整備、虐待等の防止・対応の強化等）

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (例) ○こども誰でも通園制度の推進（制度の創設と実施体制の整備、円滑な運用や利用の促進等）
- 多様なニーズに対応した保育の充実（障害児、医療的ケア児等の受入体制の充実等）
- 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進（相談支援、関係機関と連携した取組等）

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- (例) ○保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた改善、処遇改善等加算等）
- 働きやすい職場環境づくり（保育補助者等の活用、保育士・事業者へのサポート充実等）
- 新規資格取得と就労の促進（新規資格取得支援、就業継続支援の充実等）
- 離職者の再就職・職場復帰の促進等（保育士・保育所支援センターの機能強化等）
- 保育DXの推進による業務改善（保育所等におけるICT化等の推進、給付・監査業務や保活の基盤整備等）



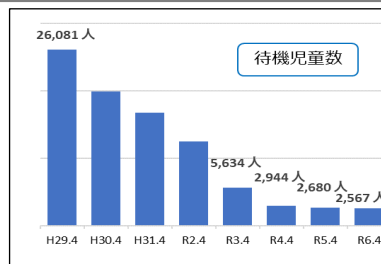
# 令和6年4月の待機児童数調査のポイント

第7回子ども・子育て支援等  
分科会 資料

## ① 待機児童の状況

**待機児童数：2,567人** (対前年▲113人)

- ・約**87.5%**の市区町村（1,524自治体）で**待機児童なし**
- ・待機児童数が**50人以上**の自治体は**6自治体**と横ばい。  
(ただし、**100人以上**の自治体は**2自治体**に増加。)



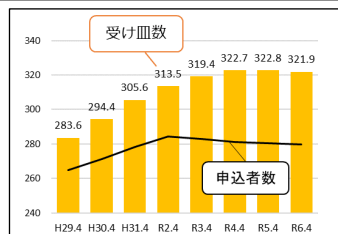
待機児童数別の自治体数の内訳

		0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度		1,524	211	4	2
		87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年		14	▲14	▲2	2
R5年度		1,510	225	6	0

## ② 待機児童数について

令和6年4月の待機児童数については、

- ・ **保育の受け皿拡大**
  - ・ **就学前人口の減少**
- などの要因により減少した地域がある一方で、
- ・ **申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足**
  - ・ **保育士を確保できなかったことによる利用定員の減**



などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人（対前年比▲113人）となった。

## ③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ（申込者数）は減少傾向にあるが、

- ・ **女性就業率**（25～44歳）の**上昇傾向**（R4:79.8%→R5:80.8%※）
- ・ **共働き世帯割合の増加**（R4:73.7%→R5:75.6%※）

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの**地域の事情**についても注視が必要。

※ 総務省「労働力調査」

## 今後の取組方針

- 令和3年度からの「**新子育て安心プラン**」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体に対しては、**丁寧にヒアリング等を行い**、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて**自治体と連携しながら**待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、自治体における**保育ニーズや待機児童の状況**を確認しながら、**保育の受け皿拡大量の見込みを把握**するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、**必要な受け皿の確保が進むよう支援を行う**とともに、**保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保**を図っていく。
- 一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ**地域インフラとして保育所・保育機能**を確保していく必要がある。そのため、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量（R6は見込み）

	令和3年度 【実績】	令和4年度 【実績】
受け皿 拡大量	2.5万人	0.3万人
	令和5年度 【実績】	令和6年度 【見込み】
受け皿 拡大量	▲0.8万人	2.1万人

4か年合計の  
必要見込み量  
4.2万人

(参考)  
新子育て安心プラン  
(R2.12公表)  
約14万人

# 保育所等における都道府県別の定員充足率（5ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように4月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%